

## 投資情報

### 2015 年の年度報告制度

2014 年 3 月 1 日に改正施行された「会社法」(以下“改正法”と表記)により、従来の共同年度検査(聯合年検)制度から年度報告制度に移行しています<sup>1</sup>。

従来の共同年度検査は、外商投資企業に対して工商行政管理局を始めとした商務部、財政部、税務局、統計局、外貨管理局の六部門が共同で実施する検査であり、企業の登記事項や届出事項、経営状況等に関し、全面的な審査を実施していました。同制度では、企業は毎年検査を受ける必要があり、合格した企業には営業許可証上に“共同年度検査合格”が表示され、企業に返却されました。不合格の場合、まずは正措置が要求され、是正がなされず情状が深刻な場合には工商行政部門により営業許可証が取り消される可能性もありました。

一方、年度報告制度は、工商行政部門宛の年度報告と五部門(商務部、財政部、税務総局、統計局、外貨管理局)宛の共同年度報告により構成されます。このうち、前者は工商行政部門が全企業を対象に企業情報公示制度<sup>2</sup>の一部として実施するものです。一方、後者は五部門が外商投資企業の経営状況に関する管理を目的として実施しますこれらの報告は、従来の毎年度終了時の検査に重点を置き企業を管理する方式から“事中事後”管理の方式へと変更されています。すなわち、各企業が報告する情報の信憑性の確保を企業に課す一方で、行政当局は期中及び報告後に管理し処罰することにより、当該情報に対する信頼性を確保します。

2015 年に行う年度報告は、工商行政部門宛の年度報告に関して、その手順を確定させていますが、五部門宛の共同年度報告については、現時点で明確になっておらず、今後、別途、2015 年の年度報告に関する通達が公布される予定です。但し、年度報告で使用するシステムとして、「全国外商投資企業年度運営情況ネット上共同申告及び共有システム(2015)<sup>3</sup>」(以下“共同申告システム”と表記)が既に開設されており、同システムでは昨年用いた年度報告マニュアル等が掲載されています。従って、「2014 年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175 号”と表記)に相当する関連規定は未公布ながらも、報告手順は昨年を踏襲するものと考えられます。

2015 年の年度報告に係る制度の概要、報告手続、留意事項等は以下の通りです。

<sup>1</sup> 関連通達:「企業情報公示暫定条例」(国务院令 第 654 号、以下「暫定条例」と表記)、  
「暫定条例の貫徹・具体化に係る関連問題についての通知」(以下“工商外企字[2014]166 号”と表記)、  
「2014 年外商投資企業年度経営状況聯合申告活動の展開に係る通知」(以下“商資函[2014]175 号”と表記)、  
「2014 年外商投資企業の年度外貨経営状況の申告に関する関連問題の通知」(以下“匯綜發 [2014]58 号”と表記)等。

<sup>2</sup> 参照資料:トーマツ チャイナ ニュース Vol.143(2014 年 10 月)号

<sup>3</sup> <http://www.lhnj.gov.cn/>

## 1. 報告期限及び報告システム

現時点において、工商行政管理部門宛の報告期限は“毎年1月1日～6月30日”と確定していますが、五部門宛の報告期限は未定です<sup>4</sup>。

また報告種別として、工商行政部門宛の報告は「企業情報公示システム」を通じて行い、五部門宛の報告は共同申告システムを通じて行います。また、外貨管理部門は五部門への報告に加えて、別途、「外貨資本項目システム」を通じて報告を行う必要があります。

従いまして、制度の枠組みは工商行政部門宛報告と五部門宛の年度報告に大別される一方で、実務的な手続きは、従来の2システムから3システムでの登録による報告制に変更されています。

### 【年度報告の概要】

提出先の行政機関		報告の種別	報告システム	報告期限
工商行政管理部門		企業情報公示報告	企業情報公示システム	毎年1月1日～6月30日
五部門	商務部門 財政部門 税務部門 外貨管理部門 統計部門	経営状況共同報告	共同申告システム	(2014年は 4月21日から6月30日)
	外貨管理部門	外貨経営状況報告	外貨資本項目システム	(2014年は 5月12日から8月31日)

## 2. 報告書類

### (1) 企業情報公示報告

工商行政管理部門への報告項目は以下の通りです。下記①～⑥は必須項目であり、報告内容は企業情報公示システム上で対外的に公示されます。

報告項目	
①	住所、郵便番号、電話番号、電子メールアドレス等
②	開業、休業、清算等の存続状況
③	投資による企業設立、持分取得
④	出資者または発起人の引受、払込出資額、出資時期、出資方法等
⑤	有限会社の出資者の持分譲渡等による変更
⑥	ウェブサイト及びインターネット経営に従事する場合はオンラインショップ名称、アドレス等
⑦	従業員数、資産総額、負債総額、対外提供担保、所有者持分合計、営業総収益、主要業務収益、利益総額、純利益、納税総額

<sup>4</sup> 例えば、上海市商務委員会は同委員会 Web 上で、共同年度報告期限等に係る質問に対して、“具体的な手順及びスケジュールは、共同年報網駅 ([www.lhnb.gov.cn](http://www.lhnb.gov.cn)) の通知公告を注視するようにとの回答に止まっている。

(2) 五部門宛の共同年度報告:

➤ 経営状況共同報告

主要な報告項目は以下の通りです。

報告項目	
①	年度報告書:基本情報、出資状況、対外投資状況、支店機構状況、本年度生産経営状況、その他の状況、外国投資者持分統計表
②	財務諸表:基本情報、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、所有者持分変動計算書、財務指標補足資料

➤ 外貨経営状況報告

上記の経営状況共同報告に加えて、外貨管理局専用の外貨資本項目システムを通じて以下の情報を提出する必要があります。尚、外商投資性会社の出資のみで設立された外商投資企業は、外貨年度報告を実施する必要が無いと定められています。

報告項目	
①	企業基本情報
②	貸借対照表
③	損益計算書
④	外国投資者出資持分統計表

### 3. 罰則

従来の共同年度検査では、重大な違法行為や経営範囲逸脱行為、或いは規定に則った出資をしていないなどの理由により不合格となった企業に対しては、期限内の是正が命じられ、期限までに是正しない場合には罰金が課されるほか、情状が深刻な場合には工商行政部門により営業許可証が取り消される可能性もありました。

一方、2014年以降の年度報告制度では、工商行政部門宛報告と五部門宛の報告において、それぞれに罰則規定が定められています。

(1) 企業情報公示報告における罰則

工商行政当局は、企業による公示情報に対する信頼性を確保する為に、抜き打ち検査の実施と実施結果に対する処罰を行います。

抜き打ち検査には、工商行政管理部門が企業の類型、経営規模、所属業界、地理区域等の特定条件に基づく不作為抽出により対象企業を確定し検査を実施する“指向性検査”と、完全な不作為抽出により対象企業を確定し検査を実施する“非指向性検査”に大別されます。

尚、工商行政管理局は各管轄内で全体の3%以上の企業を抽出し、検査リストを作成しなければならないと定めています。このうち、毎年の年度報告終了後に実施する抜き打ち検査では非指向性検査の実施が求められています。

企業が情報を適時に或いは真実通りに公示しないなどの場合には、工商行政管理局令68号に則り、以下の処罰が下されます。

① 経営異常リストへの組入れ:

工商行政管理局は、提出期限までに年度報告を公示しない場合など<sup>5</sup>の状況を有する企業を経営異常リストへ組入れます。但し、経営異常リストに組入れられた企業は、公示状況を訂正した後、工商行政管理部門に同リストからの移出を申請することが可能であり、工商行政管理部門は訂正内容を確認後に同リストからの移出を決定します。

② 重大な違法企業リストへの組入れ

経営異常リストの組入れから3年経過後も企業が公示義務を履行しない場合には、工商行政管理部門は当該企業を重大な違法企業リストに組入れ、企業情報公示システムを通じて対外的に公示します。

また、重大な違法企業リストに組入れられた企業の法定代表者や責任者は、3年間、その他企業の法定代表者や責任者への就任が認められません。

③ その他の処罰:

工商外企字[2014]166号では、企業が経営異常リスト或いは重大な違法企業リストに組入れられ、同時に企業の違法、規定違反行為が存在し、工商行政管理部門が行政処罰をすべき場合には、関連規定に基づく行政処罰の実施が要求されています。

(2) 五部門宛の共同年度報告

期限通りに報告しない、虚偽報告の実施、或いは生産経営活動中に違法行為を行った企業に対しては、共同年度報告に係る各部門がそれぞれ密接に連携しつつ各自の職責に基づき、法に則り処理するとのみ定められています。但し、外貨経営状況報告では下記の罰則が別途、定められています。

➤ 外貨経営状況報告における罰則

匯総発 [2014]58号に基づく2014年の報告期限は8月31日までですが、9月15日を外貨管理局による“報告督促期限日”とし、外貨管理局の各分局は報告督促期限日の3営業日以内に、未報告企業を“業務管理コントロール状態”に設置しなければならないと定めています。外商投資企業が報告督促期限日後に補充報告を申請する場合、合理的な理由があり、且つ規定通りの申告或いは検査に初

<sup>5</sup> 経営異常リストへの組入れが必要なその他の状況については、トーマツ チャイナ ニュース Vol.143(2014年10月)号を参照のこと。

めて参加しなかったのであれば、外貨管理局は企業の関連説明書簡の提出後に、補充報告手続きを実施し、資本項目情報システムを正常状態に回復させることが出来ます。しかし、合理的な理由が無い場合には管理検査部門による調査・処分後に、補充報告手続きを実施し、同システムを正常状態に回復させるとしています。

尚、外貨管理局マニュアルによれば、“業務管理コントロール状態”とは外貨管理局により資本項目情報システムが暫定停止された状態であり、この状態に置かれている間、企業は外債登記などを含む資本取引に係る関連手続きの実施が不可能となりますので、注意が必要です。

#### 4. 留意事項

現時点では五部門宛の報告期限は明確ではありませんが、従来の共同年度検査及び昨年の五部門宛の報告も6月30日を期限としており、2015年についても当該期限までに報告が完了できるよう準備しておくことが望ましいものと考えられます。

また、2014年に年度報告制度へ移行後、実務的には報告手順や当局宛の提出書類に地域差が見られました。例えば、一部の地方政府は申請内容の品質を担保する為に外商投資企業に対して“報告データの送付手続きを会計事務所へ委託する旨を原則とする”との通知を独自に公布しました。また、外貨経営状況報告においても、提出書類間のデータの差額絶対値に乖離が大きい場合には、外商投資企業に対して書面での報告を求めた例もありました。

従いまして、2015年に行う年度報告においても、実務運用上では若干、地域差の生じる可能性があります。この為、今後、五部門及び外貨管理局による規定を注視すると共に、実務運用面では所在地の商務部門及び外貨管理部門による地方規定にも留意し、関連通達の公布後、迅速に対応できるように事前の準備を行うことが望ましいものと考えられます。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited